

会員だより

平成30年度第8号
(H30.12.17発行)



本部事務局

TEL079-291-4000 URL: <http://www.himeji-sjc.or.jp/>

香寺連絡所TEL079-232-7600

安富連絡所TEL0790-64-8525

夢前連絡所TEL079-336-1600

家島連絡所TEL079-325-0311

今年最後の月になりました。「終わりよければすべてよし」という言葉がありますが、12月を気持ちよく終えることは、この1年を良い年であったと締めくくることがつながります。年末を迎え心せわしい日々と存じますが、くれぐれも体調管理・交通事故等にはご留意いただきたく存じます。そして健康で新年を迎えられますことを願っております。

事務局の年末年始の休業日は、12月29日(土)～1月3日(木)となっております。年始は、1月4日(金)から通常業務をしております。

◆報告事項◆

会員数2,771人(男性1,655人、女性1,116人)

【11月末現在】

—各種行事報告—

月 日	会議名 (内容)
11月 8日・22日	就業相談日
11月12日	第3回広報部会
11月 14日・28日	入会説明会
11月16日～ 18日	会員ふれあい作品展
11月18日	第7回姫路シルバーまつり
11月20日	安全パトロール
11月27日	料理教室 (参加者18名)
	筆耕研修会 (参加者14名)
11月 29日・30日	筆耕講習会 (参加者25名)

※次回の会員だよりは、2月中旬を予定しています。

11月分の配分金支払日は、12月17日です。

12月分の配分金支払日は、1月21日です。

◆就業相談日のお知らせ◆

平成30年1月、2月の就業相談窓口を次のとおり開催します。希望される会員の方は予約を取ってください。

[事務局TEL079-291-4000]

平成31年 1月10日(木)・24日(木)

平成31年 2月14日(木)・28日(木)

◆自動車安全講習会のお知らせ◆

この度、姫路市シルバー人材センターでは、自動車の安全講習会を開催いたします。**無料**

以下の日程で開催いたしますので、希望者の方は申込書にご記入の上、事務局まで提出お願いします。(ファックスでも結構です。)

— 安全講習会 (『自動車』運転適正診断) —	
日 時	平成31年1月18日(金) 午前10時～正午
場 所	兵庫県自動車学校姫路校 (姫路市花田町一本松25)
内 容	安全講習会・自動車運転適正診断 (自動車学校の車を運転して行います。)
定 員	20名
申込締切日	平成31年1月9日(水)
問合せ先	TEL079-291-4000 ・ Fax079-291-4020 [担当:石原]
その他	就業等で自動車を使われる方は、出来るだけ受講してください。

キリトリ

申 込 書

安全講習会 (自動車運転適正診断)	
会員番号	
氏名	
住所	
電話番号	

あなたの地区班は

地区

地域、班長は

TEL

◆安全適正就業部会からのお知らせ◆

死亡事故発生

去る、平成30年11月5日に発生した草刈作業中の事故で同月7日、事故に遭われた会員が亡くなりました。哀悼の意を表しますとともに、会員の皆様におかれましては安全管理に万全の注意を払われますよう、お願い致します。

【事故の概要】

事故発生日時等

平成30年11月5日 10:50頃

*同月7日 8:45死亡

会員 男 71歳

怪我（及び死因）

頸髄損傷による内出血のため意識不明、後に死亡

就業内容

草刈（機械）作業

事故状況について

法面上方での草刈作業中に法面上方から転落して負傷、それが原因で死亡したと推測される

安全用具の着用状況について

ヘルメット、フェイスガード、手袋、外付けアイゼンは着用、レッグガードは無し

【ご注意ください】

センターでは、事故を防止するために安全就業基準を定めております。

今回の事故を教訓としていただき、下記事項に特に留意の上、作業されますようお願い致します。

作業別安全就業基準

(刈払機作業 15)

- ・斜面での作業は、手工具（鎌等）を使用する。
- ・状況により刈払機を使用する場合は、斜面の下方に向かって刈り進まない等、墜落、転落を防止する対策を講じてから作業すること。

『全国统一安全就業スローガン』

事故防止、急ぐな、あせるな、気を抜くな

刈払機作業で事故が多発！！

安全就業基準（刈払機作業）を再確認し、事故防止に努めましょう。

刈払機作業

1. 手甲または軍手、作業靴（底の厚い、滑りにくいもの）を着用すること。
2. いかなる場合も必ずヘルメット、保護眼鏡を着用すること。
3. 作業前には必ず現場の状況を確認し、危険箇所及び障害物等の把握を行うこと。
4. 作業前には必ず現場周囲の状況を確認し、防護ネット等により財物の損壊を防ぐこと。
5. 作業中も常に周囲の安全に気を配り、看板をたてるなど、作業現場に人や自動車等が近づかないようにすること。
6. 作業中の会員相互の距離を5m以上開けること。
7. 作業箇所から20m以内に自動車、建物等がある場合は、防護ネットを刈払機から1m以内に設置しなければならない。
8. 作業箇所から20m以内に自動車、建物等がある場合は、ナイロンコードカッターを使用してはならない。
9. 使用前に必ず点検をすること。
 - (1)ネジのゆるみはないか。
 - (2)作業にあった刃がついているかどうか。
 - (3)刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用しないこと。
10. 作業中は、半径10m以内に他の人を近づけないこと。
11. 雨天時の作業は、滑り易いので避けること。
12. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。予備ガソリンを携行するときは、適正な容器を使用すること。
13. 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーをつけること。
14. 刈払機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。
15. 斜面での作業は、手工具（鎌等）を使用する。

保護眼鏡
フェイス
ガード
ヘルメット
防護ネット

状況により刈払機を使用する場合は、斜面の下方に向かって刈り進まない等、墜落、転落を防止する対策を講じてから作業すること。
